

感染症による出席停止について

感染症による出席停止については学校保健安全法第十九条に基づくもので、当園における蔓延予防の対策でありますのでご理解ください。

出席停止の期間は感染症の種類により治癒（治る）または、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときまでとなっておりますので、登校時には別紙「登園許可書」により医師から証明をいただき、ご提出下さい。

なお、学校感染症による出席停止措置は欠席扱いになりませんのでゆっくり静養させてください。

感染症の種類

第一種感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がMERS コロナウィルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウィルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってはその血清亜型が H5N1 であるものに限る）

*上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

第二種感染症

インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、髄膜炎菌性髄膜炎、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、結核、咽頭結膜炎（プール熱）

第三種感染症

- ・ウィルス性肝炎・マイコプラズマ・手足口病・アデノウィルス
- ・ヘルパンギーナ・リンゴ病（伝染性紅斑）・急性出血性結膜炎
- ・流行性角結膜炎（はやり目）※アデノウィルスによる感染に限る。
- ・溶連菌感染症・流行性嘔吐下痢症・流行性胃腸炎・RS ウィルス

登園の際は許可書を提出して下さい。

登園許可書を忘れた場合は、お子様をお預かりすることはできません。

バスにも乗車できません。ご注意ください。

また、学級閉鎖中のクラスの園児と、登園許可書が必要となる感染症にかかっている園児は、園内（門から中）には入ることができませんので、よろしくお願い致します。

- ・頭じらみ・水いぼ（伝染性軟属腫）・伝染性膿痂疹（とびひ）

※出席停止にはなりませんが、医師・幼稚園 両方の許可がでるまでプールには入れません